労基報よっかいち

４　月　号

第 134 号 2021 年 4 月 8 日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目１－10
ＴＥＬ 059 － 353 － 3910
ＦＡＸ 059 － 352 － 1311

新年度のご挨拶

一般社団法人 四日市労働基準協会
会長　山　崎　長　徳

日頃は当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本年も昨年度に引き続きコロナウイルスが世界各地に依然として猛威を振るっておりますが、一方でワクチンの接種も始まっており、明るい兆しが見えつつもあります。

このコロナウイルス感染対策が従来の働き方を見直すきっかけとなり、テレワークや WEB 会議システムが主流の業務形態として定着し、AI・IoT 等を駆使したデジタルイノベーションも各産業分野に急速に広がりつつあります。

その中で特に、DX という言葉を耳にする機会が多くなったのではないでしょうか。DX はデジタルトランスフォーメーションの略ですが、この DX という言葉は 2004 年にスウェーデンの大学教授が提唱したとされており、大学を中心とした研究員がテクノロジーの発達による生活改善の変化を正しく分析・議論できるようにアプローチ方法を生み出す必要があるということで、当初は学問的な用語として用いられていました。それが 2010 年代に入ると、デジタル機器やソーシャルメディア等が社会に入り込み、DX という言葉がビジネスの世界に少しずつビジネス用語として浸透していきました。

日本でも近年 DX がよく知られるようになり、企業も必要性を認識し推し進めようと様々な取組みが進められています。但し、なかなか成功にまで至らないケースが多く、その大きな要因として既存システムの老朽化と人材不足が挙げられると経済産業省の「DX レポート」の中で記載されています。多くの企業が既存システムを DX の足枷と感じ、また DX を推進する人材は現行のシステム保守に人材を充てる為に大幅に不足しているとのことでした。

またテクノロジーやそれを扱う人材がいたとしてもそれだけでうまく回るわけではありません。現在のところ AI 自体は革新的なアイデアを持っているとはいえませんので、企業の経営層が自社の経営課題としてテクノロジーを使ったビジネスモデルの変革を考えていくことが必要不可欠になってくるでしょう。

まだまだ先の見えない状況の中で新年度を迎えましたが、当協会は安全と安心を基調とした持続性のある発展に向け、会員等の懸案事項にも積極的に取組み、そのご期待に応えてまいりたいと考えております。

今後とも、会員各位の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げる次第です。

《着任のご挨拶》

四日市労働基準監督署長
松 田　　滋

4月1日付で、小野前署長の後任として三重労働局監督課から着任いたしました。

四日市労働基準協会員の皆様には、日頃から各種講習会の実施や安全衛生委員会の活動などを通じて、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月に入り桜の花にメジロの鶯色が映える季節となりました。メジロは目白押しの語源にもなっているとおり、一つの枝に集まって、まさしく目白押しになるそうですが、コロナ禍で密を避けねばならないわが身に顧みて、うらやましくもあり、微笑ましくも感じます。

新型コロナウイルス感染防止については、ワクチン接種が開始されましたが、まだまだ気をぬけない状況が続くものと思われます。会員の皆様には、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの遵守をお願いするとともに、3密を避け、会話を控えめにするなど「新しい生活様式」の実践をお願いいたします。

続きまして、三重県内の労働災害発生状況ですが、昨年は死亡災害が急増し、三重労働局長の緊急事態宣言が発出されるなど憂慮すべき状況となり、休業4日以上の労働災害についても、三重労働局では「令和2年チャレンジアンダー2000みえ」に取り組み、2000人未満を目標としてきましたが、2000人をわずかに上回る結果となり、目標を達成するには至りませんでした。

昨年発生した労働災害のうち60歳以上の高年齢労働者の占める割合は、死亡災害の44%、死傷災害の30%に達しています。また、死傷災害のうち最も多い転倒災害では44%を高年齢労働者が占めています。令和3年4月からは改正高齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業確保措置が努力義務とされることもあり、今後さらに高年齢者の比率が高まり、これに伴い高年齢労働者の災害の増加することが予想されることから、「エイジフレンドリーガイドライン」が策定されました。皆様には同ガイドラインを活用した対策の取組をお願いいたします。

また、令和3年から三重労働局では「死亡災害ゼロ・アンダー2，000みえ推進運動」を、四日市労働基準監督署では『令和3年チャレンジ「アンダー700」HOKUSEI』を展開中であり、各災防団体との連携や安全衛生推進大会の実施など各種取組を進めていく予定としておりますので、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

最期に、労働行政の推進には、協会並びに会員の皆様のご理解とご協力が何より不可欠であり、皆様と連携を図りつつ、職員一同一丸となって取り組んで参りますので、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員の皆様のますますのご発展を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

『令和3年チャレンジ「アンダー700」HOKUSEI』

四日市労働基準監督署においては、「第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）」の目標としている、死亡災害の撲滅と死傷者数690人以下の早期達成を目指して、三重労働局「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」に合わせ、死亡災害ゼロと死傷者数を700人未満とすることを目指して、『令和3年チャレンジ「アンダー700」HOKUSEI』を名称に掲げ、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで安全衛生推進運動を展開します。

労働災害発生状況

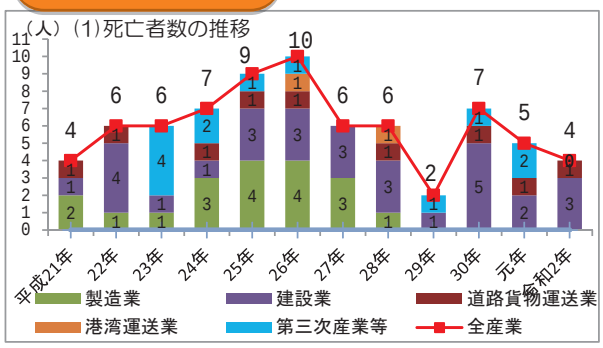

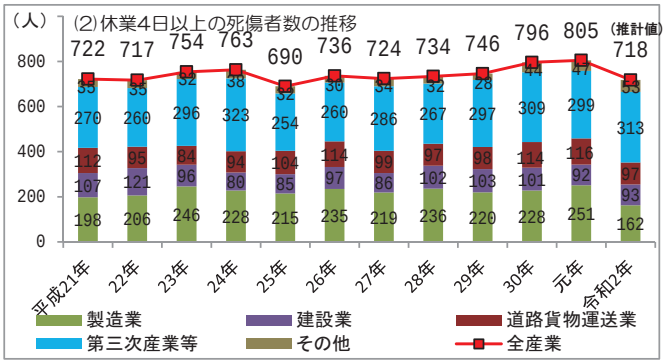

重点取組事項

『令和3年チャレンジ「アンダー700」HOKUSEI』において、特に以下の事項を重点として推進します。

（1）「高年齢労働者の安全と健康に係るガイドライン」の周知及びその展開
（2）各種製造業安全衛生協議会等の集団による活動推進への指導・援助
（3）公共工事発注機関等との連携による活動の推進
（4）「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく事業主及び荷主等における荷役作業時の災害防止の推進
（5）小売業、社会福祉施設等に対する「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及びその展開
（6）業種別労働災害防止団体等との連携による活動の推進
（7）各種労働災害防止啓発資料の作成及び周知
（8）マスコミ、各種団体の広報誌等を活用した効果的な広報の実施

安全衛生大会

『令和3年チャレンジ「アンダー700」HOKUSEI』推進大会を開催します。

【日時】令和3年6月4日(金)13：30～　【場所】四日市市日永東1-2-25　四日市勤労者・市民交流センター

業種別の重点災害・目標値（アンダー）

四日市署管内において特に労働災害が多い業種、災害の種類を重点としています

全産業
共通
★高年齢労働者に対する労働災害防止対策

製造業
重点災害
★「はさまれ・巻き込まれ」
★「転　倒」
目標値 200人

建設業
重点災害
★「墜落・転落」
目標値 80人

道路貨物運送業
重点災害
★「墜落・転落」
★「動作の反動等」
目標値 100人

小売業
重点災害
★「転　倒」
★「動作の反動等」
目標値 65人

社会福祉施設
重点災害
★「動作の反動等」
★「転　倒」
目標値 45人

令和2年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

四日市労働基準監督署

令和3年2月末現在

業種		年別	令和元年 死亡者数	令和元年 死傷者数	令和2年 死亡者数	令和2年 死傷者数	対前年比 死亡 人数	対前年比 死亡 %	対前年比 死傷 人数	対前年比 死傷 %
合計			5	795	4	708	−1人	−20.0%	−87人	−10.9%
製造業	食料品			66		40			−26人	−39.4%
	繊維工業			4		2			−2人	−50.0%
	衣服その他繊維					1			+1人	
	木材・木製品			2		1			−1人	−50.0%
	家具・装備品			3					−3人	−100.0%
	パルプ・紙加工品			9		2			−7人	−77.8%
	印刷・製本					1			+1人	
	化学工業			18		18			±0人	±0.0%
	窯業土石製品			13		10			−3人	−23.1%
	鉄鋼業			12		8			−4人	−33.3%
	非鉄金属			1		3			+2人	+200.0%
	金属製品			32		24			−8人	−25.0%
	一般機械器具			25		16			−9人	−36.0%
	電気機械器具			10		9			−1人	−10.0%
	造船			2					−2人	−100.0%
	造船業以外の輸送用機械等			27		16			−11人	−40.7%
	電気・ガス・水道業			1					−1人	−100.0%
	自動車整備・機械修理業			11		3			−8人	−72.7%
	上記以外の製造業			12		8			−4人	−33.3%
	小計			248		162			−86人	−34.7%
鉱業	採石業			2		2			±0人	±0.0%
	上記以外の鉱業			1		3			+2人	+200.0%
	小計			3		5			+2人	+66.7%
建設業	土木工事			16		19			+3人	+18.8%
	木造家屋建築工事			9		7			−2人	−22.2%
	木造家屋以外の建築工事		2	43		35	−2人	−100.0%	−8人	−18.6%
	その他の建設業			22	3	29	+3人		+7人	+31.8%
	小計		2	90	3	90	+1人	+50.0%	±0人	±0.0%
運輸交通業・貨物取扱業	旅客運送業			12		13			+1人	+8.3%
	道路貨物運送業		1	116	1	100	±0人	±0.0%	−16人	−13.8%
	港湾運送業			3		5			+2人	+66.7%
	上記以外の運送業			12		16			+4人	+33.3%
	小計		1	143	1	134	±0人	±0.0%	−9人	−6.3%
第一次産業	林業			2					−2人	−100.0%
	農業・畜産業			13		13			±0人	±0.0%
	水産業									
	小計			15		13			−2人	−13.3%
その他の事業	商業	小売業	1	76		98	−1人	−100.0%	+22人	+28.9%
		うち新聞販売業		16		16			±0人	±0.0%
		上記以外の商業		25		17			−8人	−32.0%
		通信業		11		8			−3人	−27.3%
	生保健衛業	社会福祉施設		50		55			+5人	+10.0%
		医療保健業・その他		16		28			+12人	+75.0%
	接客娯楽業	旅館業		10		5			−5人	−50.0%
		飲食店		18		13			−5人	−27.8%
		ゴルフ業		14		10			−4人	−28.6%
		上記以外の接客娯楽業		8		7			−1人	−12.5%
	清掃業	ビルメンテナンス業		4		12			+8人	+200.0%
		産業廃棄物処理業		14		13			−1人	−7.1%
		上記以外の清掃・と畜業	1	4		6	−1人	−100.0%	+2人	+50.0%
	警備業			9		8			−1人	−11.1%
	上記以外の事業			37		24			−13人	−35.1%
	小計		2	296		304	−2人	−100.0%	+8人	+2.7%

資料出所　四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」

注：死亡者数は内数であらわしたもの。

令和元年分には、平成31年1月から4月発生分を含む

令和２年１月～令和２年12月　死亡災害発生状況

四日市労働基準監督署

No.	発生月	業種	被災者 職種	被災者 年齢(年代)	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	その他の建設業	検査工	50代	墜落・転落	仮設物建築物構築物等	被災者は、ダクト工事のために訪れた工場において、設置された作業ステージ上で下見作業をしていたが、ステージの柵を乗り越えL型鋼に掛け渡されていた石膏ボードに乗ったところ、石膏ボードが割れ、約４m下の地上に墜落した。
2	3月	その他の建設業	とび工	10代	墜落・転落	仮設物建築物構築物等	被災者は、水管橋歩廊上にて足場解体後の資材を一輪車にて運搬作業中、前方で別の一輪車を押していた作業者が止まっていたため、追い越そうと歩廊の手すりを乗り越えて、歩廊外にある水管橋の横桁を移動しようとしたところ、バランスを崩し、約13m下の地上に墜落した。
3	5月	その他の建設業	管理者	40代	有害物等との接触	環境等	被災者は、窒素パージされていたタンクの上部のマンホールを開放し、縄梯子を使用して、タンク内に入槽した直後、タンク内で倒れた。
4	6月	道路貨物運送業	運転手	60代	交通事故（道路）	動力運搬機	高速道路のトンネル内において、被災者が運転する大型トラックと反対車線を走行していた大型トレーラーが衝突し、被災者が死亡したもの。

令和３年１月～令和３年２月　死亡災害発生状況

四日市労働基準監督署
令和３年２月末現在

No.	発生月	業種	被災者 職種	被災者 年齢(年代)	事故の型	起因物	発生状況
1	2月	紙加工品製造業	製造業	60代	墜落・転落	フォークリフト	被災者は、テント倉庫の入口カーテンが屋根の上に捲れ上がっていたため、それを元に戻そうとフォークリフトの爪に木製パレットを差し込み、その上に乗り、他の労働者が上昇させ、カーテンを引き下ろそうとしたところ、約３メートル下のアスファルト上に墜落した。
2	2月	その他の建設業	左官、とび工、コーキング	50代	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は、工場屋根の修理作業中、屋根スレートを踏抜き、約７メートル下に墜落した。

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できていれば☑	取組の5つのポイント
□	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
□	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
□	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
□	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
□	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

① すべての確認事項に☑が**つかない場合**

・　リーフレット**「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の５つのポイント～を確認しましょう！」**に掲載された**「職場における感染防止対策の実践例」**などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項に☑が**ついた場合**

・　厚生労働省ホームページに掲載された**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」**などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

厚生労働省・三重労働局・四日市労働基準監督署

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

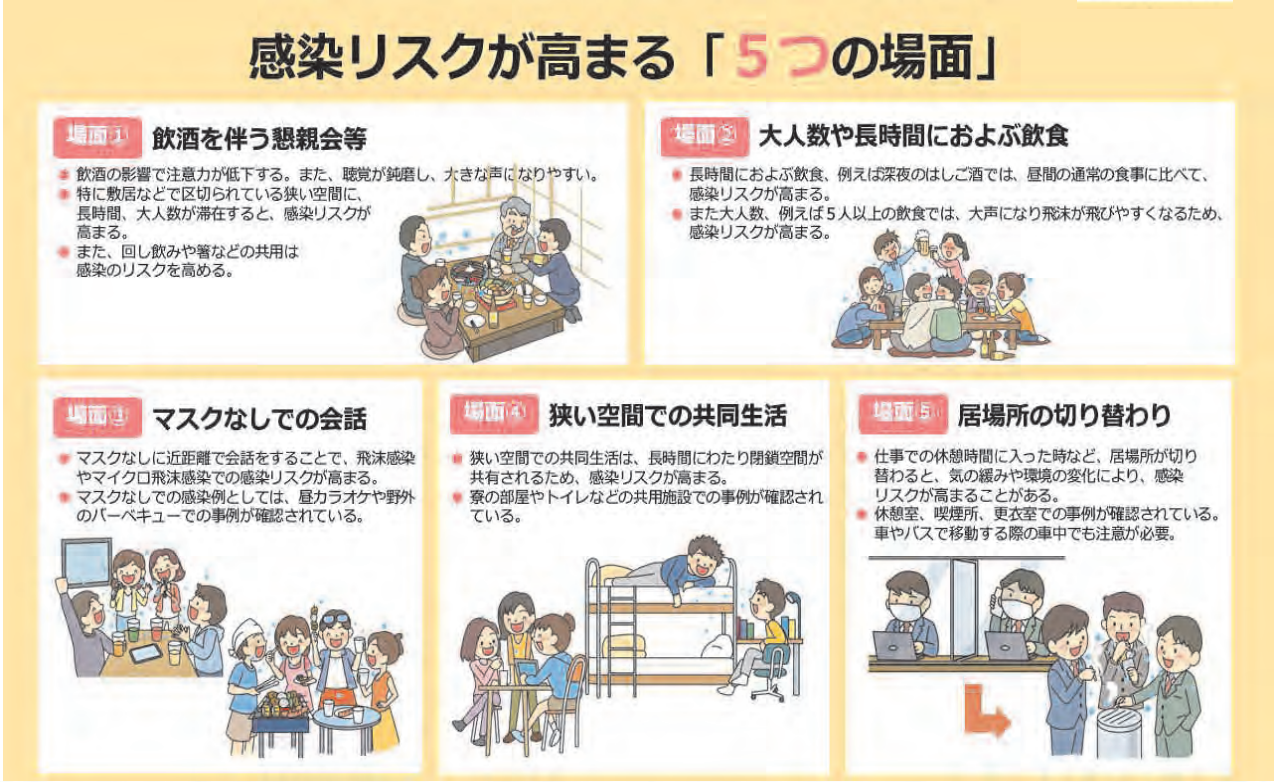

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー

三重労働局健康安全課　☎059-226-2107　月～金　午前8:30～午後5:15

労働基準法・最低賃金法など に定められた 届出や申請は 電子申請 を利用しましょう！

届出・申請可能な主な手続

● **労働基準法に定められた届出** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **51 種類**

時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
就業規則（変更）届出
１年単位の変形労働時間制に関する協定届　など

● **最低賃金法に定められた申請** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **9 種類**

最低賃金の減額特例許可の申請　など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です！

令和３年４月から、

① e-Gov からアカウントを登録　② フォーマットに必要事項を入力

の２ステップで、届出・申請が可能になります！

NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36 協定の本社一括届出が可能になります。

これまでは、全ての事業場について１つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和３年３月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。

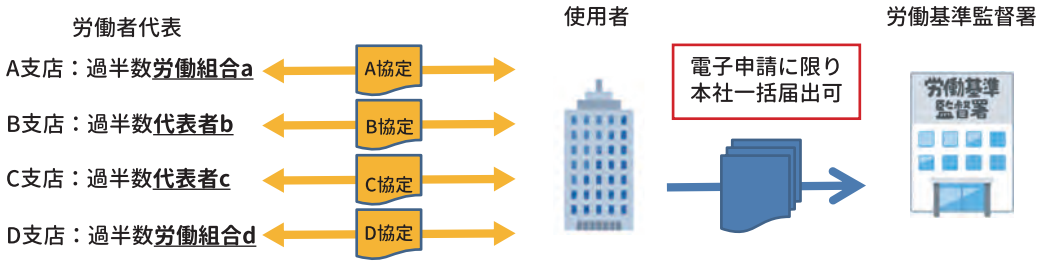

※36協定届は最大30,000事業場、就業規則（変更）届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
申請ファイルには、ファイル数99個、１ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

業務によって新型コロナウィルスに感染した場合、 労災保険給付の対象となります

⇒　対象となるのは？

■ **感染経路が業務によることが明らかな場合**

■ **感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**

※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

■ **医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象**

詳しくは厚生労働省 HP の Q&A（項目「5労災補償」）をご覧ください

http://www.mhlw.go/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html

四日市労働基準監督署人事異動

（順不同・敬称略）

2021年4月1日付け四日市労働基準監督署職員一覧

新　官　職	氏　名	旧　官　職
署　長	松田　滋	労働基準部監督課長
副署長	梅原　剛	津労働基準監督署　副署長
副署長	岩出　浩美	労働基準部労災補償課　労働者災害補償保険審査官
第一方面主任監督官	武村　浩明	
第一方面一般監督官	平沢　浩太	労働基準部監督課　一般監督官
第一方面一般監督官	中根　里彩	第三方面　一般監督官
第二方面主任監督官	中島　亮	
第二方面一般監督官	広瀬　康平	新規採用
第三方面主任監督官	高柳　知行	
第三方面一般監督官	大喜多　開	新規採用
第四方面主任監督官	角井　美紀	愛知労働局一宮労働基準監督署　一般監督官
第四方面一般監督官	小賀坂裕太	熊野労働基準監督署　監督・安衛課　一般監督官
安全衛生課長	水谷　公宜	津労働基準監督署　安全衛生課長
安全衛生課地方産業安全専門官	山田　淳一	
安全衛生課一般監督官	宇佐見太希	
安全衛生課一般監督官	髙市あいみ	労災第二課　一般監督官
労災第一課長	林　篤史	労災第二課長
労災第一課労災認定調査官	井谷　圭介	総務部労働保険徴収室　労働保険適用指導官
労災第一課一般監督官	横田　真史	
労災第一課補償係	森　俊介	
労災第一課補償係	黒岩　啓紀	新規採用
労災第二課長	下田　茂貴	労災第一課　労災認定調査官
労災第二課労災保険給付調査官	杉本　順子	伊賀労働基準監督署　労災課　補償係長
労災第二課労災保険給付調査官	清水　尚秀	
労災第二課一般監督官	永田　雅貴	
労災第二課一般監督官	福原　頼稜	第一方面　一般監督官
労災保険給付調査官	松本　浩	労働基準部監督課　労災保険給付調査官

■■ 講習・教育 ■■

開催月日 月	開催月日 日	種別	修了者数（ ）内申込定員
令和3年/1	13～14	職長・安全衛生責任者教育	26
	21	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	23
	22～23	産業用ロボット教示等の業務特別教育	26
	28	特定化学物質作業主任者能力向上教育	中止
2	1	低圧電気取扱業務特別教育	29
	2	低圧電気取扱業務特別教育［追加実施］	26
	4～5	職長等教育［建設業を除く］	20
	6	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	35
	9～10	安全管理者選任時研修	29
	16	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	45
	25	ＫＹＴ実践研修（リーダー向け）	中止
	19～21	アーク溶接等業務特別教育	13
	24	労務管理講習会	24
3	2～3	職長等教育［建設業を除く］	19
	4	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	35
	6・8	クレーン運転業務特別教育	中止
	5～6	産業用ロボット教示等の業務特別教育	25
	9	ＫＹＴ実践研修	22
4	5･6･7･8	新入者安全衛生教育	(180)
	13～14	職長等教育［建設業を除く］	(24)
	23	熱中症予防対策労働衛生教育	(30)
	27	ＫＹＴ実践研修	(24)
5	12～13	職長等教育［建設業を除く］	(24)
	22	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(25)
	28	低圧電気取扱業務特別教育	(60)
6	1～2	職長等教育［建設業を除く］	(24)
	4・6	クレーン運転業務特別教育	(40)
	9～10	安全管理者選任時研修	(30)
	11～12	産業用ロボット教示等の業務特別教育	(30)
	15～17	第一種衛生管理者免許試験準備講習	(30)
	22	ＫＹＴ実践研修	(24)
	24	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	(45)

■■ 協会のうごき ■■

開催月日 月	開催月日 日	事項	場所
令和3年/1	8	安全祈願・新春賀詞交換会	伊勢神宮
	26	安全衛生セミナー（第3回）	当協会会議室
2	2	正副委員長会議（2020年度第4回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（2020年度第4回）	当協会応接室
4	15	会計監査	当協会応接室
	16	総務委員会（2021年度第1回）	当協会会議室
	20	安全衛生委員会（2021度第1回）	当協会会議室
	22	理事会（2021年度第1回）	当協会会議室
5	7	正副委員長会議（2021年度第1回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（2021年度第1回）	当協会会議室
	19	2021年度定時総会、理事会（2021年度第2回）	当協会会議室

巻頭の写真について

中央通りに建立された青年像のタイトルは「躍進」です。
像の裏面には「此の青年像は躍進する四日市の将来を象徴し産業安全を祈念するものである」と記されています。

会員事業場のご紹介

「安全と衛生は全てに優先する」の理念の下、無災害を目指す

株式会社高田工業所四日市事業所

1．当社および四日市事業所のご紹介

昭和１５年、当社は高度な溶接技術を武器に、北九州市の化学プラント工場内に、高田組として創業し、あらゆる産業分野に関わりながら、技術と技能の融和を図り、広く社会から認めていただける企業へと成長して参りました。

四日市事業所においては、一昨年６０周年を迎え、事務所も新たに建て替え、近隣のお客様である石油、化学プラントから半導体工場まで建設とメンテナンスを幅広く担っております。

＜新事務所＞

＜工　場＞

2．安全衛生活動

「安全と衛生は全てに優先する」という通り、経営の基本は「安全と衛生」であるという全社方針に基づき、四日市事業所は経営のベースとなる無災害と品質トラブルゼロを継続する事業所づくりに全員で取り組んでいます。また、当事業所は直協一体の活動が大切と考え、社員および協力会社が年間の安全衛生推進計画に沿って、共に仕事に励み、協力会定例会・現場パトロール・教育などの各種活動を行っています。

安全の基本は、現場力と各個人の力量の向上であるとし、トップの強い指導の下、４つの基本行動（挨拶、身なり、指差呼称、階段の手すり持ち）の定着化、実践的な各種教育（KYT& 指差呼称研修、各種特別教育等）、監督者や作業責任者など全員のコミュニケーションの活発化などに取り組んでいます。

＜朝礼での階段手摺持ち演練＞

＜ KYT& 指差呼称研修＞

＜自由研削砥石特別教育＞

＜フルハーネス特別教育＞

3．おわりに

四日市事業所は、近年の産業構造の変化に対応しながら、地元産業への貢献を柱として業務エリアの拡大も実施しております。今後も当社の社是である「純情・情熱・希望」の精神を引き継ぎ、安全･品質面において、お客様から更なる信頼をいただけるように全員が業務に励んでまいります。